

中国における立法法の改正

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

【目次】

はじめに

I 中国の法体系

- 1 法体系と立法機関
- 2 法の種別

II 立法法

- 1 制定と改正の経緯
- 2 改正立法法の要点

おわりに

翻訳：中華人民共和国立法法

はじめに

中国の習近平政権は、「法に基づく国家統治」（中国語で「依法治国」）を重要な施政方針の1つとして掲げている。2014年10月23日、中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議（4中全会）において採択された「法に基づく国家統治の全面的推進における若干の問題に関する決定」⁽¹⁾は、①憲法を核とする中国的な社会主義法体系の構築、②法に基づく行政の一層の推進、③公正な司法の保障、④国民の法治意識の強化、⑤専門人材の養成、⑥共産党の指導の強化改善の計6項目を、法に基づく国家統治の強化に向けた具体的な実施内容と定め、関連の改革や制度整備の早期実現を求めている。

法に基づく国家統治の推進は、1997年9月の中国共産党第15次全国代表大会で提起され、1999年の憲法改正⁽²⁾において憲法の規定として明記されて以来、常に歴代政権の重要課題であった。しかし、著しい経済発展に伴い社会構造が大きく変化する中で、社会実態に即した実効性のある法体系の整備は十分には進まず、法の不備や欠陥がしばしば不正や腐敗の温床となってきた。

立法法は、1999年の憲法改正を受けて、法に基づく国家統治の推進を制度的に保障するため、2000年に制定された⁽³⁾。国の立法活動の基本法とされ、法の種別ごとにその立法権限や立法手続を具体的に定めている。その立法法が、2015年3月15日、第12期全国人民代表大会第3回会議で改正された⁽⁴⁾。今回の立法法の改正は、合理的な法体系の確立や

(1) 「中共中央关于全面推进依法治国若干重大问题的决定」『新华月报』2014年第22期, 2014.11, pp.9-18. (新华网〈http://news.xinhuanet.com/legal/2014-10/28/c_1113015330.htm〉にも掲載)。以下、インターネット情報は2015年7月10日現在である。

(2) 「中华人民共和国宪法（1999年修正本）」国务院法制办公室〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/199903/19990300267722.shtml>〉第5条第1項として、「中華人民共和国は法に基づく国家統治を実行し、社会主義法治国家を建設する。」が加えられた。

(3) 「中华人民共和国立法法」（2000年3月15日公布、同7月1日施行）国务院法制办公室〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/200003/20000300267517.shtml>〉

(4) 「中华人民共和国立法法」（2015年3月15日改正、同日公布・施行）国务院法制办公室〈<http://www.chinalaw.gov.cn/article/xwzx/fzxw/201503/20150300398749.shtml>〉

立法の質的向上を目的とし、法に基づく国家統治の推進に向けた改革の重要な一步と位置付けられている。

本稿では、まず中国の法体系について概説した上で、立法法の制定と改正の経緯及び今回の改正の要点を紹介し、改正立法法の全文を訳出する⁽⁵⁾。

I 中国の法体系

1 法体系と立法機関

中国の法体系は、憲法を頂点として、法律、行政法規、地方性法規、自治条例・単行条例、行政規則等で構成される⁽⁶⁾。立法機関は、中央及び地方の人民代表大会と人民政府であり、それぞれその階層に応じた立法権を行使する。憲法⁽⁷⁾にその根拠規定がある。

中国の地方行政区画は、表1に示すとおり、省級、地区級、県級及び郷級の4階層に分かれ、それぞれに人民代表大会と人民政府が置かれている。中国において地方の各機関は国家機関の構成部分と位置付けられ、下級機関は上級機関の監督及び指導を受ける。地方自治制度は採用されていない⁽⁸⁾。また、地方各機関のうち立法権を有するのは一定の階層以上に限られる。

そのほか、軍事法規は、中央軍事委員会が憲法及び法律に基づいて制定する。また、中国特有のものとして、最高人民法院と最高人民検察院が具体的な法律の適用についての解釈を示す司法解釈も、法に準ずるものと見なされ、法的効力を有する。

表1 中国の地方行政区画の概要

階層別		名称
1級行政区	省級	省、自治区、直轄市
2級行政区	地区級	市（地区級市）、地区、自治州
3級行政区	県級	区（市管轄区）、市（県級市）、県、自治県
4級行政区	郷級	街道、鎮、郷、民族郷

（出典）筆者作成。

(5) 立法法改正の概要については、岡村志嘉子「【中国】立法法の改正」『外国の立法』263-2号, 2015.5, pp.18-19. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9366472_po_02630209.pdf?contentNo=1> 参照。

(6) 中国の法体系と立法機関については、次の文献を参照。「国のしくみ」『中国年鑑』2015, pp.279-293；鈴木賢「第3章 憲法」木間正道ほか『現代中国法入門 第6版』有斐閣, 2012, pp.62-106；田中信行「第1章 法と国家」『入門中国法』弘文堂, 2013, pp.1-18；「中国における立法制度」中国网（日本語版）<<http://japanese.china.org.cn/japanese/80423.htm>>；李培传『论立法』中国法制出版社, 2013。

(7) 「中华人民共和国宪法（2004年修正本）」（2004年3月14日公布・施行）国务院法制办公室 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/200403/20040300267334.shtml>>

(8) 少数民族地域においては民族自治の制度がある。

表 2 中国の法体系

法規の種類		法規の名称	立法機関	憲法の根拠規定
中 央				
憲法		憲法	全国人民代表大会	(第 62 条) ・ 憲法を改正することを、全国人民代表大会の行使する職権とする。 (第 64 条) ・ 憲法の改正は、全国人民代表大会が全代表の 3 分の 2 以上の賛成によって採択する。
法律	基本的な法律	法、決定	全国人民代表大会	(第 62 条) ・ 刑事、民事、国家機構及びその他の基本的な法律を制定・改正することを、全国人民代表大会の行使する職権とする。 (第 64 条) ・ 法律その他の議案は、全国人民代表大会が全代表の過半数の賛成によって採択する。
	その他の法律	法、決定	全国人民代表大会常務委員会	(第 67 条) ・ 全国人民代表大会が制定すべき法律を除く法律を制定・改正することを、全国人民代表大会常務委員会の行使する職権とする。 ・ 全国人民代表大会閉会中、全国人民代表大会の制定した法律の基本原則に抵触しない部分的補充及び改正を行うことを、全国人民代表大会常務委員会の行使する職権とする。
行政法規		条例、決定、規定、弁法	国務院	(第 89 条) ・ 憲法及び法律に基づき、行政法規を制定し、決定及び命令を公布することを、国務院の行使する職権とする。
部門規則		弁法、決定、規定、命令	国務院各部・委員会	(第 90 条) ・ 国務院の各部及び各委員会は、法律並びに国務院の行政法規、決定及び命令に基づき、その部門の権限内で命令、指示及び規則を公布する。
地 方				
地方性法規		条例、弁法、規定、決定、決議	地方人民代表大会及び同常務委員会 (民族自治地域を含む)	(第 99 条) ・ 地方各級人民代表大会は、法律が定める権限により決議を採択・公布する。 (第 100 条) ・ 省・直轄市の人民代表大会及び同常務委員会は、憲法、法律及び行政法規に抵触しないことを前提として、地方性法規を制定する。 (第 115 条) ・ 民族自治機関は、第 100 条に定める職権を行使する。
自治条例 単行条例		条例、弁法、規定、決定、決議	自治区・自治州・自治県人民代表大会	(第 116 条) ・ 民族自治地域の人民代表大会は、その地域の民族の政治、経済及び文化の特徴にあわせて、自治条例及び単行条例を制定する。
地方政府規則		弁法、決定、規定、命令	地方人民政府	(第 107 条) ・ 県級以上の地方各級人民政府は、法律が定める権限により、決定及び命令を公布する。 (第 115 条) ・ 民族自治機関は、第 107 条に定める職権を行使する。

(出典) 筆者作成。

2 法の種別

種別ごとの法の概要は、次のとおりである（表2参照）。

(1) 法律

法律は、最高の国家権力機関である全国人民代表大会及び同常務委員会が制定する。基本的な法律⁽⁹⁾とその他の法律に分かれ、基本的な法律は全国人民代表大会が、その他の法律は全国人民代表大会常務委員会が制定する。国の主権事項、国家機構の組織・権限、国民の基本的権利、犯罪・刑罰、基本的な経済制度等は、必ず法律によって定めなければならない。

(2) 行政法規

行政法規は、最高の国家行政機関である国務院（中央人民政府）が制定する。憲法及び法律に基づき、法律の細則や具体的な適用について定める。「条例」が最も一般的な名称である。

(3) 地方性法規

地方性法規は、地方人民代表大会及び同常務委員会が、憲法、法律及び行政法規に抵触しない限りにおいて制定し、当該地方に適用される。

(4) 自治条例・単行条例

民族自治地域⁽¹⁰⁾に適用される法規で、自治区、自治州及び自治県がそれぞれ当該地域について制定することができる。自治条例は基本法としての性格を有するもの、単行条例は個別分野に関わる内容のものをいう。

(5) 行政規則

国務院部門規則と地方政府規則がある。国務院部門規則は、国務院の各部門⁽¹¹⁾が、法律及び国務院の制定する行政法規・決定・命令に基づき、当該部門の権限の範囲内で制定する。地方政府規則は、県級以上の地方各級人民政府が、法律に定める権限により制定する。

II 立法法

1 制定と改正の経緯

(1) 制定の経緯

中国の立法制度については、前章で述べたように憲法に規定されているほか、全国人民代表大会組織法⁽¹²⁾、国務院組織法⁽¹³⁾、地方各級人民代表大会及び地方各級人民政府組織法⁽¹⁴⁾、

(9) 刑法、民法通則、物権法、契約法、刑事訴訟法、民事訴訟法、行政訴訟法など。立法法も全国人民代表大会の制定する基本的な法律に含まれる。

(10) 中国は、総人口の90%以上を占める漢民族のほか、55の少数民族で構成される多民族国家である。中国憲法は、各少数民族が集中して居住する地域では民族自治を実施すると定めている。

(11) 国務院の部門とは、国務院の部・委員会及び直属機関等を指す。日本の中央省庁に相当する。

(12) 「中华人民共和国全国人民代表大会組織法」（1982年12月10日公布・施行）国務院法制辦公室〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/198212/19821200267609.shtml>〉

(13) 「中华人民共和国国務院組織法」（1982年12月10日公布・施行）国務院法制辦公室〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/198212/19821200267535.shtml>〉

(14) 「中华人民共和国地方各級人民代表大会和地方各級人民政府組織法」（2004年10月27日改正、同日公布・施行）国務院法制辦公室〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/200410/20041000267519.shtml>〉

民族区域自治法⁽¹⁵⁾等が関係する立法についての規定を設けている。立法法は、これらの法律の規定と一部重複するものを含め、法の種別、立法権限、立法手続、法の適用と相互関係等について具体的に規定する。

中国では立法権限が分散し、法の適用や解釈の不統一がしばしば問題となってきた。そのため、法体系を明確化し制度整備を図るための新たな法的基盤として、立法法の制定が必要とされた。立法法が制定された2000年は、世界貿易機関（WTO）加盟を翌2001年に控えた時期であり、立法制度の整備は対外的にも重要な課題であった。

2000年3月15日に第9期全国人民代表大会第3回会議で可決、同日公布され、同7月1日に施行された立法法は全94か条から成り、その構成は表3のとおりである。

表3 立法法の構成（新旧比較）

	旧法 (2000.7.1 施行)	改正法 (2015.3.15 施行)
第1章 総則	1～6条	1～6条
第2章 法律		
第1節 立法権限	7～11条	7～13条
第2節 全国人民代表大会の立法手続	12～23条	14～25条
第3節 全国人民代表大会常務委員会の立法手続	24～41条	26～44条
第4節 法律解釈	42～47条	45～50条
第5節 その他の規定	48～55条	51～64条
第3章 行政法規	56～62条	65～71条
第4章 地方性法規、自治条例及び単行条例並びに規則		
第1節 地方性法規、自治条例及び単行条例	63～70条	72～79条
第2節 規則	71～77条	80～86条
第5章 適用及び届出・審査	78～92条	87～102条
第6章 附則	93～94条	103～105条

（出典）筆者作成。なお、第5章の標題は、旧法では「適用及び届出」である。

（2）改正の経緯

2000年の立法法施行後、中国の経済発展や社会の多様化は一層加速し、立法手続の合理化・効率化、地方の立法権限の拡大等が新たな課題となった。また、地方政府等が行政命令の形で実施する課税や市民生活に関わる各種の規制措置も問題視されている。中にはかなり恣意的なものもあり、不利益を被る企業や市民の反発が高まっている。このような状況を背景に、立法法の改正が行われることになった。

立法法改正案は2014年8月、第12期全国人民代表大会常務委員会第10回会議に提出され第1回審議、その後意見公募を経て修正、同年12月の同第12回会議で第2回審議、その後再び意見公募を経て修正、最終的に2015年3月8日、第12期全国人民代表大会第

(15) 「中华人民共和国民族区域自治法」（2001年2月28日改正、同日公布・施行）国务院法制办公室〈<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/200102/20010200267283.shtml>〉

3 回会議に法案が提出され、審議の後 3 月 15 日に可決された。

全 105 か条から成る改正法の構成は、表 3 のとおりである。旧法全 94 か条のうち 35 か条が改正の対象となり、規定内容の修正や増補が行われた。そのほか、11 か条が新たに加えられた。改正法は、2015 年 3 月 15 日に公布・施行された。

2 改正立法法の要点

改正立法法における新たな規定の主な内容は、次のとおりである（以下、括弧内は改正法の条数）。

(1) 基本原則

立法活動の規範の確立、国の立法制度の健全化と並んで、「立法の質の向上」が立法目的の 1 つとして加えられた（第 1 条）。また、立法の公開を義務付け（第 5 条）、法規定は明確、具体的で照準が定まり、執行可能なものでなければならないと定めている（第 6 条）。

(2) 他機関への立法の授権の厳格化と一部地域での試行の促進

授権の決定に際して、授権の目的、事項、範囲及び期限（原則として 5 年以内）を明確にし、被授権機関は、授権期間満了の 6 か月前までに授権機関に対し当該授権事項の実施状況の報告と授権の妥当性に関する意見提出を行わなければならないとした（第 10 条）。

また、改革のための試行を促進するため、全国人民代表大会及び同常務委員会は、行政管理の特定事項の授権に関して、必要に応じ、一部の地域において一定期間、暫定的に一部の法規定の適用を変更又は停止できることも定められた（第 13 条）。

(3) 地方の立法権の拡大

中国には現在、市の中に区が設置されている市（区設市）⁽¹⁶⁾ が 284 あるが、改正前の立法法の規定によれば、そのうち立法権を有するのは 49 市⁽¹⁷⁾ のみであった。改正後は、284 ある全ての区設市に立法権が与えられることになり、また、その立法の対象となる事項として、①都市計画とその管理、②環境保護、③歴史文化保護の 3 分野が明記された（第 72 条）。

(4) 税制に関する根拠法の整備

中国の現行の 18 種類の税目のうち、全国人民代表大会の立法によるものは 3 種類のみであり⁽¹⁸⁾、その他は「暫定条例」等により定められている。改正法では、税目の設置、税率の確定、徴税管理等の租税基本制度を定める際には法律の制定が必要であることが明記された（第 8 条）。

(5) 行政規則（国務院部門規則・地方政府規則）に対する法的規制

法律、行政法規、地方性法規等の上位法に根拠がない限り、国務院各部門や地方政府が制定する規則によって、国民や法人等の権利の減損又は義務の増大を定めたり、当該部門等の権限の増大又は法定職責の削減を行ったりしてはならないことが明記された（第 80 条）。

(16) 「区設市」の中国語原文は「设区的市」。表 1 における地区級市に該当する。

(17) 内訳は、省・自治区・直轄市人民政府が置かれた市 27、経済特区が置かれた市 4、国務院が承認した「比較的大きな市」18。

(18) 3 種類の税目は、個人所得税（個人所得税法による）、企業所得税（企業所得税法による）、車船税（車船税法による）。

(6) 司法解釈に対する規制

司法解釈は、具体的な法律の条文に照準を定め、その立法の目的、原則及び本来の意図に合致させて制定しなければならず、かつ、公布後 30 日以内に全国人民代表大会常務委員会に届け出なければならないとされた（第 104 条）。これは、司法解釈が法的根拠として過度に用いられることを防ぐための規定である。

おわりに

今回の立法法改正において、法案に対する意見公募の実施に関する規定が新たに盛り込まれた⁽¹⁹⁾。立法法の規定として定められたのはこれが初めてであるが、意見公募自体は以前から原則として全ての法案に対して実施され、既に定着している⁽²⁰⁾。行政法規案や国务院部門規則案についても同様である⁽²¹⁾。意見公募の仕組みは、地方人民代表大会や地方政府にもある。このように、中国において立法過程の公開に関する実質的な制度整備は、既に相当程度進んできている。

一方、今回の法改正の焦点の 1 つであった地方の立法権拡大に関して、2015 年 5 月 28 日、広東省内の区設市で他の省・自治区に先駆けて、地方性法規の制定が開始された⁽²²⁾。今回の立法法改正により、中央・地方ともに、中国の立法制度改革は新たな段階を迎えている。

（おかむら しがこ）

(19) 改正立法法第 37 条。全国人民代表大会常務委員会は、常務委員会の会議終了後、法律案とその説明を公表し、30 日を下回らない期間、意見公募を実施しなければならないこと等を定める。

(20) 全国人民代表大会ホームページの法案意見公募管理システム「全国人大法律草案征求意见管理系统」〈http://www.npc.gov.cn/COBRS_LFYJNEW/user/Law.jsp〉のほか、書面等でも受け付ける。

(21) 国务院法制弁公室の行政法規・規則案意見公募管理システム「法規规章草案意见征集系统」〈<http://www.chinalaw.gov.cn/article/cayjzjxt/index.html>〉のほか、書面等でも受け付ける。

(22) 「关于确定佛山、韶关、梅州、惠州、东莞、中山、江门、湛江、潮州市人民代表大会及其常务委员会开始制定地方性法规的时间的决定」（广东省第十二届人民代表大会常务委员会第 32 号公告 2015.5.28）广东人大网〈http://www.gdrd.cn/pub/gdrd2012/rdhy/cwhhy/1217/jyjd/201505/t20150528_146242.html〉このほか、山東省内全ての区設市において 2015 年 8 月 1 日と同 12 月 1 日の 2 つの時期に分けて、広西壮族自治区の約半数の区設市においても同 8 月 1 日から、それぞれ地方性法規の制定が開始される。

中華人民共和國立法法

中華人民共和國立法法

(2000年3月15日制定、2015年3月15日第12期全國人民代表大會第3回會議「〈中華人民共和國立法法〉改正に関する決定」に基づき改正、同日公布・施行)

国立国会図書館 調査及び立法考査局

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子訳

【目次】

第1章 総則（第1条～第6条）

第2章 法律（第7条～第64条）

第1節 立法権限（第7条～第13条）

第2節 全国人民代表大会の立法手続（第14条～第25条）

第3節 全国人民代表大会常務委員会の立法手続（第26条～第44条）

第4節 法律解釈（第45条～第50条）

第5節 その他の規定（第51条～第64条）

第3章 行政法規（第65条～第71条）

第4章 地方性法規、自治条例及び単行条例並びに規則（第72条～第86条）

第1節 地方性法規、自治条例及び単行条例（第72条～第79条）

第2節 規則（第80条～第86条）

第5章 適用及び届出・審査（第87条～第102条）

第6章 附則（第103条～第105条）

第1章 総則

第1条

立法活動の規範を確立し、国の立法制度を健全化し、立法の質を向上させ、中国の特色を有する社会主義法律体系を完全なものとし、立法の先導的及び促進的機能を發揮させ、社会主義民主を保障し、及び發展させ、法による国家統治を全面的に推進し、社会主義法治国家を建設するため、憲法に基づき、この法律を制定する。

第2条

法律、行政法規、地方性法規、自治条例及び単行条例の制定、改正及び廃止は、この法律を適用する。

國務院部門規則及び地方政府規則の制定、改正及び廃止は、この法律の關係規定に従い執行する。

第3条

立法は、憲法の基本原則を遵守し、經濟建設を中心とし、社会主義路線、人民民主主義独裁、中国共産党の指導及びマルクスレーニン主義・毛沢東思想・鄧小平理論を堅持し、改革開放を堅持しなければならない。

第4条

立法は、法定の権限及び手続に従い、国全体の利益から出發し、社会主義法制の統一及び尊嚴を守らなければならない。

第 5 条

立法は、人民の意思を体現し、社会主義民主を發揚し、立法の公開を堅持し、人民が多様な方法によって立法活動に参加することを保障しなければならない。

第 6 条

立法は、實際から出發し、經濟社会の發展及び改革の全面的深化の要求に適應し、科学のかつ合理的に国民、法人及びその他の組織の權利及び義務並びに国家機關の權限及び責任を規定しなければならない。

法規範は、明確かつ具体的であり、照準が定まりかつ執行可能なものでなければならない。

第 2 章 法律

第 1 節 立法權限

第 7 条

全国人民代表大会及び全国人民代表大会常務委員會は、国の立法權を行使する。

全国人民代表大会は、刑事、民事、国家機構及びその他の基本的法律を制定し、及び改正する。

全国人民代表大会常務委員會は、全国人民代表大会が制定すべき法律を除くその他の法律を制定し、及び改正し、全国人民代表大会の閉会期間において、全国人民代表大会が制定した法律に対し、部分的な補充及び改正を行う。ただし、当該法律の基本原則に抵触してはならない。

第 8 条

次の各号に掲げる事項は、法律の制定によらなければならない。

- (1) 国家主權事項
- (2) 各級人民代表大会、人民政府、人民法院及び人民檢察院の設置、組織及び職權
- (3) 民族区域自治制度、特別行政区制度及び基層大衆自治制度
- (4) 犯罪及び刑罰
- (5) 国民に対する政治的權利の剥奪及び人身の自由の制限の強制措置及び処罰
- (6) 税目の設置、税率の確定及び租税徵收管理等の租税基本制度
- (7) 非国有財産に対する徵收及び収用
- (8) 民事基本制度
- (9) 基本經濟制度並びに財政、関税、金融及び貿易の基本制度
- (10) 訴訟及び仲裁の制度
- (11) その他全国人民代表大会及び同常務委員會が法律を制定しなければならない事項

第 9 条

この法律第 8 条に定める事項について法律が制定されていない場合、全国人民代表大会及び同常務委員會は、國務院に対し、實際の必要性に基づき、そのうちの一部の事項について行政法規を先行して制定することができるよう授權する決定を行う權利を有する。ただし、犯罪及び刑罰、国民に対する政治的權利の剥奪及び人身の自由の制限の強制措置及び処罰並びに司法制度等に関する事項を除く。

第 10 条

授權の決定は、授權の目的、事項、範囲、期限及び被授權機関が当該授權決定の実施に当たって遵守すべき原則等を明確にしなければならない。

授權の期限は、5 年を超えてはならない。ただし、授權決定において別に定めのあるものを除く。

被授權機関は、授權期限満了の 6 か月前までに、授權機関に対し当該授權決定の実施状況を報告し、かつ、関係法律を制定する必要性の有無についての意見を提出しなければならない。授權の継続が必要であるときは、被授權機関は、それに関する意見を提出することができ、全国人民代表大会及び同常務委員会がそれを決定する。

第 11 条

授權立法事項は、実践による検証を経て、法律を制定する条件が熟したとき、全国人民代表大会及び同常務委員会が速やかに法律を制定する。法律が制定された後、それに対応する立法事項の授權は、終了する。

第 12 条

被授權機関は、授權決定に厳格に従って授与された権限を行使しなければならない。

被授權機関は、授与された権限を他の機関に移譲してはならない。

第 13 条

全国人民代表大会及び同常務委員会は、改革発展の必要性に基づき、行政管理等の領域の特定事項の授權について、一定の期限まで一部の地域において法律の一部の規定の適用を暫定的に変更又は停止することを決定することができる。

第 2 節 全国人民代表大会の立法手続**第 14 条**

全国人民代表大会議長団⁽¹⁾は、全国人民代表大会に法律案⁽²⁾を提出することができ、全国人民代表大会会議がこれを審議する。

全国人民代表大会常務委員会、国務院、中央軍事委員会、最高人民法院、最高人民檢察院、全国人民代表大会各専門委員会は、全国人民代表大会に法律案を提出することができ、議長団が会議の議事日程への組入れを決定する。

第 15 条

1 つの代表団⁽³⁾又は 30 名以上の代表の連名により、全国人民代表大会に法律案を提出することができる。議長団は、当該法律案について、会議の議事日程に組み入れるか否かを決定し、又は先に関係専門委員会の審議に付し、会議の議事日程への組入れの是非について意見を提出させた上で、会議の議事日程に組み入れるか否かを決定する。

専門委員会は、審議を行うとき、提案者を招請して会議に出席させ、意見を発表させることができる。

第 16 条

全国人民代表大会に提出する法律案は、全国人民代表大会の閉会期間にあつては、先

(1) 議長団は、全国人民代表大会の各回の会議ごとに開催される予備会議で選挙され、全国人民代表大会会議を主宰する。

(2) 中国語原文は「法律案」。

(3) 全国人民代表大会代表は、選挙母体ごとに代表団を組織する。

に常務委員会に提出し、常務委員会会議においてこの法律第2章第3節に定める関係手続に従った審議を経た後、全国人民代表大会に審議のため提出することを決定することができ、常務委員会が大会全体会議に対して説明を行い、又は提案者が大会全体会議に対して説明を行う。

常務委員会が前項の規定に従って法律案を審議するときは、多様な形で全国人民代表大会代表の意見を求め、かつ、関連状況を通知しなければならない。専門委員会及び常務委員会事務機構⁽⁴⁾が立法研究を行うときは、関係する全国人民代表大会代表の参加を招請することができる。

第17条

常務委員会が全国人民代表大会会議に審議のため提出することを決定した法律案は、会議開催の1か月前までに法律草案⁽⁵⁾を代表に配布しなければならない。

第18条

全国人民代表大会会議の議事日程に組み入れられた法律案は、大会全体会議で提案者の説明を聴取した後、各代表団が審議を行う。

各代表団が法律案を審議するときは、提案者は、要員を派遣して意見を聴取し、質問に回答しなければならない。

各代表団が法律案を審議するときは、代表団の要求に基づき、関係機関及び組織は、要員を派遣して状況を説明しなければならない。

第19条

全国人民代表大会会議の議事日程に組み入れられた法律案は、関係専門委員会が審議を行い、議長団に審議意見を提出し、かつ、会議に配布する。

第20条

全国人民代表大会会議の議事日程に組み入れられた法律案は、法律委員会が各代表団及び関係専門委員会の審議意見に基づき、法律案に対し統一審議を行い、議長団に審議結果報告及び法律草案修正稿を提出し、重要な意見の不一致については、審議結果報告の中で説明し、議長団会議での審議を通過した後、会議に配布しなければならない。

第21条

全国人民代表大会会議の議事日程に組み入れられた法律案について、必要な場合には、議長団常務議長は、各代表団団長会議を招集し、法律案の中の重大な問題について各代表団の審議意見を聴取し、討論を行い、かつ、討論の状況及び意見を議長団に報告することができる。

議長団常務議長は、法律案の中の重大な専門的問題について、代表団が推薦する関係代表を招集して討論を行わせ、かつ、討論の状況及び意見を議長団に報告することもできる。

第22条

全国人民代表大会会議の議事日程に組み入れられた法律案について、表決に付す前に提案者が撤回を求める場合には、その理由を説明し、議長団の同意を経て、かつ、大会に報告しなければならない、当該法律案に対する審議は、直ちに終了する。

(4) 「事務機構」の中国語原文は「工作机构」。法制工作委员会等の事務部門を指す。

(5) 中国語原文は「法律草案」。

第 23 条

法律案の審議中に更なる検討の必要な重大な問題があったときは、議長団が当該問題を提出した後、大会全体会議は、決定により、常務委員会に授權して代表の意見に基づいて更に審議させ、決定を行わせ、かつ、決定状況を全国人民代表大会の次回会議に報告させることができ、又は、常務委員会に授權して代表の意見に基づいて更に審議させ、修正案を提出させ、全国人民代表大会の次回会議に審議決定のため提出させることもできる。

第 24 条

法律草案修正稿は、各代表団の審議を経て、法律委員会が各代表団の審議意見に基づいて修正を行い、法律草案表決稿として提出し、議長団が大会全体会議に提出して表決を行い、代表全員の過半数により通過する。

第 25 条

全国人民代表大会を通過した法律は、国家主席が主席令に署名し公布する。

第 3 節 全国人民代表大会常務委員会の立法手続**第 26 条**

委員長会議⁽⁶⁾は、常務委員会に法律案を提出することができ、常務委員会会議が審議を行う。

国务院、中央軍事委員会、最高人民法院、最高人民検察院及び全国人民代表大会各専門委員会は、常務委員会に法律案を提出することができ、委員長会議が常務委員会会議の議事日程への組入れを決定し、又は先に関係専門委員会の審議に付して報告を提出させた後、常務委員会会議の議事日程への組入れを決定する。委員長会議が当該法律案に更なる検討が必要な重大問題があると認めたときは、提案者に対し、修正、改善した上で再度常務委員会に提出するよう提案することができる。

第 27 条

常務委員会構成員は、10 名以上の連名で常務委員会に法律案を提出することができ、委員長会議が常務委員会会議の議事日程に組み入れるか否かを決定し、又は先に関係専門委員会の審議に付して会議の議事日程への組入れの是非について意見を提出させた上で、常務委員会会議の議事日程に組み入れるか否かを決定する。常務委員会会議の議事日程に組み入れない場合は、常務委員会会議に報告し、又は提案者に説明しなければならない。

専門委員会は、審議を行うとき、提案者を招請して会議に出席させ、意見を発表させることができる。

第 28 条

常務委員会会議の議事日程に組み入れられた法律案は、特殊な場合を除き、会議開催の 7 日前までに、法律草案を常務委員会構成員に配布しなければならない。

常務委員会会議は、法律案を審議するとき、関係する全国人民代表大会代表を招請して会議に出席させなければならない。

(6) 常務委員会の委員長、副委員長（若干名）及び秘書長で構成される。

第 29 条

常務委員会会議の議事日程に組み入れられた法律案は、通常は常務委員会会議で 3 回審議した後、表決に付さなければならない。

常務委員会会議における法律案の第 1 回審議は、全体会議で提案者の説明を聴取し、グループ別会議で初歩的な審議を行う。

常務委員会会議における法律案の第 2 回審議は、全体会議で法律草案の修正状況及び主要な問題に関する法律委員会の報告を聴取し、グループ別会議で更なる審議を行う。

常務委員会会議における法律案の第 3 回審議は、全体会議で法律草案の審議結果に関する法律委員会の報告を聴取し、グループ別会議で法律草案の修正稿について審議を行う。

常務委員会は、法律案を審議するとき、必要に応じてグループ合同会議又は全体会議を招集し、法律草案の中の主要な問題について討論を行うことができる。

第 30 条

常務委員会会議の議事日程に組み入れられた法律案であって、各方面の意見が比較的一致しているものは、常務委員会会議で 2 回審議した後表決に付すことができる。調整事項が比較的単一又は部分的な修正である法律案であって、各方面の意見が比較的一致しているものは、常務委員会会議で 1 回審議した後直ちに表決に付すこともできる。

第 31 条

常務委員会のグループ別会議が法律案を審議するときは、提案者は、要員を派遣して意見を聴取し、質問に回答しなければならない。

常務委員会のグループ別会議が法律案を審議するときは、グループの要求に基づき、関係機関及び組織は、要員を派遣して状況を説明しなければならない。

第 32 条

常務委員会会議の議事日程に組み入れられた法律案は、関係専門委員会が審議を行い、審議意見を提出し、常務委員会会議に配布する。

関係専門委員会は、法律案を審議するとき、他の専門委員会構成員を招請して会議に出席させ、意見を発表させることができる。

第 33 条

常務委員会会議の議事日程に組み入れられた法律案は、法律委員会が常務委員会構成員及び関係専門委員会の審議意見並びに各方面から提出された意見に基づき、法律案について統一審議を行い、修正状況報告書又は審議結果報告及び法律草案修正稿を提出し、重要な意見の不一致については、報告書又は審議結果報告において説明しなければならない。関係専門委員会の審議意見を採用しなかった場合は、関係専門委員会に通知しなければならない。

法律委員会は、法律案を審議するとき、関係専門委員会の構成員を招請して会議に出席させ、意見を発表させなければならない。

第 34 条

専門委員会は、法律案を審議するとき、全体会議を招集して審議を行わなければならない。必要に応じ、関係機関及び組織に対し関係する責任者を派遣して状況を説明するよう求めることができる。

第 35 条

専門委員会の間で法律草案の重要な問題について意見が一致しないときは、委員長会議に報告しなければならない。

第 36 条

常務委員会会議の議事日程に組み入れられた法律案については、法律委員会、関係専門委員会及び常務委員会事務機構は、各方面の意見を聴取しなければならない。意見聴取は、座談会、論証会及び公聴会等の多様な形式をとることができる。

法律案に関する問題であって、専門性が相当高く、実証評価を行う必要があるときは、論証会を招集し、関係する専門家、部門及び全国人民代表大会代表等の意見を聴取しなければならない。論証の状況は、常務委員会に報告しなければならない。

法律案に関する問題であって、重大な意見の不一致があり、又は利害関係の重大な変更に関わり、意見聴取の実施が必要なときは、公聴会を招集し、関係する現場及び大衆の代表、部門、人民団体、専門家、全国人民代表大会代表並びに社会の関係方面の意見を聴取しなければならない。公聴会の状況は、常務委員会に報告しなければならない。

常務委員会事務機構は、法律草案を関連領域の全国人民代表大会代表、地方人民代表大会常務委員会並びに関係部門、組織及び専門家に送付し、意見を求めなければならない。

第 37 条

常務委員会会議の議事日程に組み入れられた法律案は、常務委員会会議の後、法律草案並びにその起草及び修正の説明等を社会に公表し、意見を求めなければならない。ただし、委員長会議が公表しないことを決定したものを除く。社会に公表し意見を求める期間は、通常 30 日を下回らないものとする。意見募集の状況は、社会に告知しなければならない。

第 38 条

常務委員会会議の議事日程に組み入れられた法律案について、常務委員会事務機構は、グループ別審議の意見及び各方面から提出された意見並びにその他の関係資料を収集整理し、法律委員会及び関係専門委員会にそれぞれ送付し、かつ、必要に応じ、常務委員会会議に配布しなければならない。

第 39 条

審議通過のため常務委員会会議に提出を予定する法律案について、法律委員会が審議結果報告を提出する前に、常務委員会事務機構は、法律草案の中の主な規則・基準の実行可能性、法律制定の時機、法律実施の社会的効果及び生じうる問題等に対する評価を行うことができる。評価の状況は、法律委員会が審議結果報告の中で説明する。

第 40 条

常務委員会会議の議事日程に組み入れられた法律案について、表決に付す前に提案者が撤回を求める場合には、その理由を説明し、委員長会議の同意を経て、かつ、常務委員会に報告しなければならない。当該法律案に対する審議は、直ちに終了する。

第 41 条

法律草案修正稿は、常務委員会会議での審議を経て、法律委員会が常務委員会構成員の審議意見に基づいて修正を行い、法律草案表決稿として提出し、委員長会議がこれを表決のため常務委員会全体会議に提出し、常務委員会構成員全員の過半数により通過する。

法律草案表決稿を表決のため常務委員会会議に付す前に、委員長会議は、常務委員会会議での審議状況に基づき、意見の不一致が相当大きい個別の重要条項を常務委員会会議での単独表決に付すことを決定することができる。

単独表決条項について常務委員会会議が表決を行った後、委員長会議は、単独表決の

状況に基づき、法律草案表決稿を表決に付すことを決定すること、又は、直ちに表決には付さず、法律委員会及び関係専門委員会に回付して更に審議させることを決定することもできる。

第 42 条

常務委員会会議での審議に組み入れられた法律案であつて、当該法律を制定する必要性、実行可能性等の重大な問題について各方面で相当大きな意見の不一致があるため審議が満 2 年の間棚上げされているもの、又は直ちに表決には付さず 2 年経過した後、未だ常務委員会会議の議事日程に再度組み入れて審議されていないものは、委員長会議が常務委員会に報告し、当該法律案は、審議を終了する。

第 43 条

多数の法律において同種の事項に関わる個別条項の改正を行うため、法律案を一括して提出するときは、委員長会議の決定により、一括表決を行うことも、個別表決を行うこともできる。

第 44 条

常務委員会を通過した法律は、国家主席が主席令に署名し公布する。

第 4 節 法律解釈

第 45 条

法律解释权は、全国人民代表大会常務委員会に属する。

法律に次の各号に掲げる状況のいずれかがあるときは、全国人民代表大会常務委員会が解釈を行う。

- (1) 法律の規定について具体的な意味を更に明確にする必要があるとき。
- (2) 法律の制定後に新たな状況が発生し、法律適用の根拠を明確にする必要があるとき。

第 46 条

国务院、中央軍事委員会、最高人民法院、最高人民検察院及び全国人民代表大会各専門委員会並びに省・自治区・直轄市人民代表大会常務委員会は、全国人民代表大会常務委員会に法律解釈要求を提出することができる。

第 47 条

常務委員会事務機構は、法律解釈草案を検討して立案し、委員長会議が常務委員会会議の議事日程への組入れを決定する。

第 48 条

法律解釈草案は、常務委員会会議での審議を経て、法律委員会が常務委員会構成員の審議意見に基づいて審議及び修正を行い、法律解釈草案表決稿として提出する。

第 49 条

法律解釈草案表決稿は、常務委員会構成員全員の過半数により通過し、常務委員会が公告し、公布する。

第 50 条

全国人民代表大会常務委員会の法律解釈は、法律と同等の効力を有する。

第 5 節 その他の規定

第 51 条

全国人民代表大会及び同常務委員会は、立法活動に対する協調体制を強化し、立法活動における主導的役割を発揮する。

第 52 条

全国人民代表大会常務委員会は、中期立法計画⁽⁷⁾及び年度立法計画等の形式を通じて、立法活動に対する統一計画を強化する。中期立法計画及び年度立法計画の編成は、代表の議案及び提案を真剣に検討し、広く意見を聴収し、科学的に論証・評価し、経済社会发展及び民主法治建設の必要性に基づき、立法項目を画定し、立法の即時性、正鵠性及び系統性を向上させなければならない。中期立法計画と年度立法計画は、委員長会議が通過させ、かつ社会に公布する。

全国人民代表大会常務委員会事務機構は、中期立法計画の編成及び年度立法計画の立案に責任を負い、かつ、全国人民代表大会常務委員会の求めに従い、中期立法計画及び年度立法計画の遂行を督促する。

第 53 条

全国人民代表大会の関係専門委員会及び常務委員会事務機構は、関係方面の法律草案起草活動に前もって参加しなければならない。総合的、全体的及び基本的な重要法律草案は、関係専門委員会又は常務委員会事務機構が起草を行うことができる。

専門性の比較的高い法律草案は、関連領域の専門家を起草業務に参加させ、又は関係する専門家、教育研究機関及び社会団体に起草を委託することができる。

第 54 条

法律案を提出するときは、法律草案の文書及びその説明を同時に提出し、かつ、必要な参考資料を提供しなければならない。法律を改正するときは、改正前後の対照文書も提出しなければならない。法律草案の説明は、法律の制定又は改正の必要性、実行可能性及び主な内容並びに起草過程における重大な意見の不一致の調整・処理状況を含まなければならない。

第 55 条

全国人民代表大会及び同常務委員会に提出される法律案は、会議の議事日程に組み入れる前に、提案者は、これを撤回する権利を有する。

第 56 条

全国人民代表大会及び同常務委員会全体会議での表決に付され通過しなかった法律案は、提案者が当該法律を必ず制定すべきであると認める場合、法律に定める手続に従い改めて提出することができ、議長団及び委員長会議が会議の議事日程に組み入れるか否かを決定する。そのうち、全国人民代表大会を通過しなかった法律案は、全国人民代表大会に提出して審議を求めなければならない。

第 57 条

法律は、施行日を明確に規定しなければならない。

第 58 条

法律に署名して公布する主席令は、当該法律の制定機関並びに通過及び施行の日を明記する。

法律は、署名・公布後、速やかに全国人民代表大会常務委員会公報及び中国人大ネッ

(7) 中国語原文は「立法规划」。通常5年間など中期的に定めるものをいう。

ト⁽⁸⁾並びに全国範囲で発行される新聞紙上に掲載する。

常務委員会公報に掲載された法律文書を標準文書とする。

第 59 条

法律の改正及び廃止の手続は、この章の関係規定を適用する。

法律が改正されたときは、新しい法律文書を公布しなければならない。

法律が廃止されたときは、その他の法律の規定により当該法律を廃止する場合を除き、国家主席が主席令に署名し公布する。

第 60 条

法律草案とその他の法律の関係規定が一致しないときは、提案者は、説明を行い、かつ処理意見を提出しなければならない。必要なときは、その他の法律の関係規定を改正又は廃止する議案を同時に提出しなければならない。

法律委員会及び関係専門委員会は、法律案を審議するとき、その他の法律の関係規定を改正又は廃止する必要があると認める場合には、処理意見を提出しなければならない。

第 61 条

法律は、内容の必要に応じて、編、章、節、条、項、号及び目に分けることができる。

編、章、節及び条の番号は、漢数字⁽⁹⁾を用いて順に表記し、項については番号を付さず、号の番号は括弧付きの漢数字⁽¹⁰⁾を用いて順に表記し、目の番号はアラビア数字を用いて順に表記する。

法律標題の題名注記は、制定機関及び通過日を明記しなければならない。改正を経た法律は、改正機関及び改正日を順に明記しなければならない。

第 62 条

法律の規定が関係国家机关に対し専門事項について附随する具体的規定を制定するよう明確に求めているときは、関係国家机关は、法律の施行日から1年以内に規定を制定しなければならない。附随する具体的規定の制定期限について法律に別に定めがあるときは、その定めに従わなければならない。関係国家机关が附随する具体的規定を期限までに制定できなかったときは、全国人民代表大会常務委員会に状況を説明しなければならない。

第 63 条

全国人民代表大会の関係専門委員会及び常務委員会事務機構は、関係法律又は法律中の関係規定について立法後の評価を実施することができる。評価状況は、常務委員会に報告しなければならない。

第 64 条

全国人民代表大会常務委員会事務機構は、具体的問題に関する法律上の質問に対し検討の上回答し、かつ、それを常務委員会に届け出ることができる。

第 3 章 行政法規

第 65 条

国务院は、憲法及び法律に基づき、行政法規を制定する。

(8) 全国人民代表大会のウェブサイト。〈<http://www.npc.gov.cn/>〉

(9) この翻訳では、アラビア数字を用いた。

(10) 同上

行政法規は、次の各号に掲げる事項について規定することができる。

- (1) 法律の規定を執行するために行政法規を制定する必要がある事項
- (2) 憲法第 89 条に規定する国務院の行政管理職権事項

全国人民代表大会及び同常務委員会が法律を制定すべき事項について、国務院が全国人民代表大会及び同常務委員会の授權決定に基づき先に制定した行政法規は、実践による検証を経て、法律を制定する条件が熟したとき、国務院は、速やかに全国人民代表大会及び同常務委員会に対し法律を制定するよう求めなければならない。

第 66 条

国務院法制機構⁽¹¹⁾は、国家総合活動計画に基づいて国務院年度立法計画を立案し、国務院に報告しその承認を受けなければならない。国務院年度立法計画の中の法律項目は、全国人民代表大会常務委員会の中期立法計画及び年度立法計画と関連付けたものでなければならない。国務院法制機構は、国務院各部門における立法計画遂行状況を適時に把握し、実施調整及び督促指導を強化しなければならない。

国務院の関係部門は、行政法規の制定が必要であると認めるときは、国務院に立案を求めなければならない。

第 67 条

行政法規は、国務院の関係部門又は国務院法制機構が具体的な起草に責任を負い、重要行政管理の法律及び行政法規の草案は、国務院法制機構が起草を組織する。行政法規は、起草の過程において、関係する機関、団体、人民代表大会代表及び公衆の意見を広く聴取しなければならない。意見聴取は、座談会、論証会及び公聴会等の多様な形式をとることができる。

行政法規草案は、国務院が公表しないことを決定したものを除き、社会に公表し、意見を求めなければならない。

第 68 条

行政法規の起草作業が完成した後、起草担当組織は、草案及びその説明並びに草案の主な問題に対する各方面からの異なる意見及びその他の関係資料を、審査のため国務院法制機構に送付しなければならない。

国務院法制機構は、審査報告及び草案修正稿を国務院に提出しなければならず、審査報告においては、草案の主な問題について説明しなければならない。

第 69 条

行政法規の決定手続は、中華人民共和國国務院組織法の関係規定に従って行う。

第 70 条

行政法規は、総理が国務院令に署名し公布する。

国防建設関係の行政法規は、国務院総理及び中央軍事委員会主席が国務院及び中央軍事委員会令に共同署名し公布することができる。

第 71 条

行政法規は、署名・公布後、速やかに国務院公報及び中国政府法制情報ネット⁽¹²⁾並びに全国範囲で発行される新聞紙上に掲載する。

国務院公報に掲載された行政法規文書を標準文書とする。

(11) 「法制機構」の中国語原文は「法制机构」。法制弁公室等を指す。

(12) 国務院法制弁公室のウェブサイト。〈<http://www.chinalaw.gov.cn/>〉

第4章 地方性法規、自治条例及び単行条例並びに規則

第1節 地方性法規、自治条例及び単行条例

第72条

省・自治区・直轄市の人民代表大会及び同常務委員会は、当該行政区域の具体的な状況及び実際の必要性に基づき、憲法、法律及び行政法規に抵触しないという前提の下に、地方性法規を制定することができる。

区設市⁽¹³⁾の人民代表大会及び同常務委員会は、当該市の具体的な状況及び実際の必要性に基づき、憲法、法律、行政法規及び当該省・自治区の地方性法規に抵触しないという前提の下に、都市計画とその管理、環境保護及び歴史文化保護に関する事項について地方性法規を制定することができ、区設市が地方性法規を制定した事項について法律に別に定めがあるときは、法律の定めに従う。区設市の地方性法規は、省・自治区の人民代表大会常務委員会の承認を得た後、施行する。省・自治区の人民代表大会常務委員会は、承認を求められた地方性法規について、その合法性を審査しなければならない、憲法、法律、行政法規及び当該省・自治区の地方性法規に抵触しないものは、4か月以内に承認しなければならない。

省・自治区人民代表大会常務委員会は、承認を求められた区設市の地方性法規について審査を行うとき、当該省・自治区人民政府の規則と抵触することが判明した場合は、処理決定を行わなければならない。

省・自治区人民政府所在地の市、経済特区所在地の市及び国务院が承認した比較的大きな市⁽¹⁴⁾を除き、その他の区設市が地方性法規の制定を開始する具体的な順序及び時期は、省・自治区人民代表大会常務委員会が当該省・自治区の管轄する区設市の人口、面積及び経済社会発展状況並びに立法の必要性及び立法能力等の要素を総合的に考慮して決定し、かつ、全国人民代表大会常務委員会及び国务院に届け出る。

自治州の人民代表大会及び同常務委員会は、この条第2項の規定に従い、区設市が地方性法規を制定する職権を行使する。自治州が地方性法規の制定を開始する具体的な順序及び時期は、前項の規定に従って決定する。

省・自治区人民政府所在地の市、経済特区所在地の市及び国务院が承認した比較的大きな市が既に制定している地方性法規は、この条第2項の規定に定める事項に関係する範囲のもの以外は、引き続き効力を有する。

第73条

地方性法規は、次の各号に掲げる事項について規定することができる。

- (1) 法律及び行政法規の規定を執行するため、当該行政区域の実際の状況に基づき具体的な規定を設ける必要のある事項
- (2) 地方性事務に属し地方性法規を制定する必要のある事項

この法律第8条に定める事項を除き、その他の事項で国が法律又は行政法規を制定していない場合、省・自治区・直轄市並びに区設市及び自治州は、当該地方の具体的な状況及び実際の必要性に基づき、先に地方性法規を制定することができる。国の制定する

(13) 中国語原文は「设区的市」。市の中に区が設置されている市をいう。地区級市に該当する。

(14) 「比較的大きな市」の中国語原文は「较大的市」。省都を除く区設市の中で、規模の比較的大きな市として国务院の承認を受けた市をいう。

法律又は行政法規が発効した後、法律又は行政法規に抵触する地方性法規の規定は無効となり、制定機関は、速やかにそれを改正又は廃止しなければならない。

区設市及び自治州がこの条第1項及び第2項に基づいて制定する地方性法規は、この法律第72条第2項に定める事項に限る。

地方性法規の制定に当たっては、上位法が明確に定めている内容については、原則として重複する規定を設けない。

第74条

経済特区所在地の省・市の人民代表大会及び同常務委員会は、全国人民代表大会の授權決定に基づき、法規を制定し、経済特区の範囲内で実施する。

第75条

民族自治地域の人民代表大会は、当該地域の民族の政治、経済及び文化の特徴に基づき、自治条例及び単行条例を制定する権限を有する。自治区の自治条例及び単行条例は、全国人民代表大会常務委員会の承認を得た後に発効する。自治州及び自治県の自治条例及び単行条例は、省・自治区・直轄市人民代表大会常務委員会の承認を得た後に発効する。

自治条例及び単行条例は、当該地域の民族の特徴に基づき、法律及び行政法規の規定に対し弾力規定を設けることができる。ただし、法律又は行政法規の基本原則に違反してはならず、憲法及び民族区域自治法の規定並びにその他の関係法律及び行政法規が専ら民族自治地域に関して設けた規定について弾力規定を設けてはならない。

第76条

当該行政区域の特に重大な事項について定める地方性法規は、人民代表大会を通過させなければならない。

第77条

地方性法規案並びに自治条例案及び単行条例案の提出、審議及び表決手続は、中華人民共和国地方各級人民代表大会及び地方各級人民政府組織法に基づき、この法律第2章第2節、第3節及び第5節の規定を参照し、当該級人民代表大会が定める。

地方性法規草案は、統一審議に責任を負う機関が審議結果の報告及び草案修正稿を提出する。

第78条

省・自治区・直轄市人民代表大会が制定した地方性法規は、大会議長団が公告し公布する。

省・自治区・直轄市人民代表大会常務委員会が制定した地方性法規は、常務委員会が公告し公布する。

区設市及び自治州の人民代表大会及び同常務委員会が制定した地方性法規は、承認を経た後、区設市及び自治州の人民代表大会常務委員会が公告し公布する。

自治条例及び単行条例は、承認を経た後、それぞれ自治区、自治州及び自治県の人民代表大会常務委員会が公告し公布する。

第79条

地方性法規並びに自治区の自治条例及び単行条例は、公布後速やかに当該級人民代表大会常務委員会公報、中国人大ネット及び当該地方人民代表大会ウェブサイト並びに当該行政区域内で発行される新聞紙上に掲載する。

常務委員会公報に掲載された地方性法規、自治条例及び単行条例の文書を標準文書とする。

第2節 規則

第80条

国務院の各省、委員会、中国人民銀行、会計検査署及び行政管理機能を有する直属機関は、法律並びに国務院の行政法規、決定及び命令に基づき、当該部門の権限の範囲内で規則を制定することができる。

部門規則で定める事項は、法律又は国務院の行政法規、決定及び命令の執行に係る事項に属するものでなければならない。法律又は国務院の行政法規、決定及び命令の根拠なしに、部門規則は、国民、法人及びその他組織の権利を減損させ、又は義務を増加させる規範を設定してはならず、当該部門の権限を増加させ、又は当該部門の法定職責を減少させてはならない。

第81条

2以上の国務院部門の職権範囲に関係する事項は、国務院に行政法規を制定し、又は国務院の関係部門が合同で規則を制定するよう求めなければならない。

第82条

省、自治区及び直轄市並びに区設市及び自治州の人民政府は、法律、行政法規及び当該省・自治区・直轄市の地方性法規に基づき、規則を制定することができる。

地方政府規則は、次の各号に掲げる事項について定めることができる。

- (1) 法律、行政法規及び地方性法規を執行するために規則を制定する必要がある事項
- (2) 当該行政区域の具体的な行政管理に属する事項

区設市及び自治州の人民政府がこの条第1項及び第2項に基づいて制定する地方政府規則は、都市計画とその管理、環境保護及び歴史文化保護に関する事項に限る。既に制定されている地方政府規則は、上述の事項に関係するものを除き引き続き効力を有する。

省・自治区人民政府所在地の市、経済特区所在地の市及び国務院が承認した比較的大きな市を除き、その他の区設市及び自治州の人民政府が規則の制定を開始する時期は、当該省・自治区人民代表大会常務委員会が決定した当該市及び自治州が地方性法規の制定を開始する時期と合わせる。

地方性法規を制定すべきであるがその条件がまだ熟していないときは、行政管理上の差し迫った必要性に基づき、地方政府規則を先に制定することができる。規則の実施から満2年が経過し、当該規則に定める行政措置を引き続き実施する必要があるときは、当該級人民代表大会又は同常務委員会に地方性法規を制定するよう求めなければならない。

法律、行政法規及び地方性法規の根拠なしに、地方政府規則は、国民、法人及びその他組織の権利を減損させ、又は義務を増加させる規範を設定してはならない。

第83条

国務院部門規則及び地方政府規則の制定手続は、この法律第3章の規定を参照し、国務院が定める。

第84条

部門規則は、省議又は委員会会議を経て決定しなければならない。

地方政府規則は、当該政府の常務会議又は全体会議を経て決定しなければならない。

第 85 条

部門規則は、部門の長が命令に署名し公布する。

地方政府規則は、省長、自治区主席、市長又は自治州長が命令に署名し公布する。

第 86 条

部門規則は、署名・公布後、速やかに国務院公報又は部門公報、中国政府法制情報ネット及び全国範囲で発行される新聞紙上に掲載する。

地方政府規則は、署名・公布後、速やかに当該級人民政府公報、中国政府法制情報ネット及び当該行政区域内で発行される新聞紙上に掲載する。

国務院公報又は部門公報及び地方人民政府公報に掲載された規則文書を標準文書とする。

第 5 章 適用及び届出・審査**第 87 条**

憲法は、最高の法的効力を有し、全ての法律、行政法規、地方性法規、自治条例、単行条例及び規則は、憲法に抵触してはならない。

第 88 条

法律の効力は、行政法規、地方性法規及び規則を上回る。

行政法規の効力は、地方性法規及び規則を上回る。

第 89 条

地方性法規の効力は、当該級及び下級の地方政府規則を上回る。

省・自治区人民政府が制定した規則の効力は、当該行政区域内の区設市及び自治州の人民政府が制定した規則を上回る。

第 90 条

自治条例及び単行条例において、法により法律、行政法規及び地方性法規に対し弾力規定を設けるときは、当該自治地域においては、自治条例及び単行条例の規定を適用する。

経済特区法規において、授權に基づき法律、行政法規及び地方性法規に対し弾力規定を設けるときは、当該経済特区においては、経済特区法規の規定を適用する。

第 91 条

部門規則間及び部門規則と地方政府規則の間においては、当該規則は、同等の効力を有し、それぞれの権限の範囲内で施行する。

第 92 条

同一機関が制定した法律、行政法規、地方性法規、自治条例、単行条例及び規則においては、特別規定と一般規定が一致しないときは、特別規定を適用し、新たな規定と古い規定が一致しないときは、新たな規定を適用する。

第 93 条

法律、行政法規、地方性法規、自治条例、単行条例及び規則は、過去に遡及しない。ただし、国民、法人及びその他組織の権利及び利益をより一層保護するために設けた特別規定を除く。

第 94 条

法律の間で同一事項に対する新しい一般規定と古い特別規定が一致せず、どのように適用するかを確定できないときは、全国人民代表大会常務委員会が裁決する。

行政法規の間で同一事項に対する新しい一般規定と古い特別規定が一致せず、どのように適用するかを確定できないときは、国務院が裁決する。

第 95 条

地方性法規及び規則の間に不一致があるときは、関係機関が次の各号に定める権限に従って裁決する。

- (1) 同一機関が制定した新しい一般規定と古い特別規定が一致しないときは、制定機関が裁決する。
- (2) 地方性法規と部門規則の間で同一事項に対する規定が一致せず、どのように適用するかを確定できないときは、国務院が意見を提出し、国務院は、地方性法規を適用すべきであると認めるときは、当該地域においては地方性法規の規定を適用すると決定しなければならない、部門規則を適用すべきであると認めるときは、全国人民代表大会常務委員会に裁決を求めなければならない。
- (3) 部門規則間又は部門規則と地方政府規則の間で同一事項に対する規定が一致しないときは、国務院が裁決する。

授權に基づいて制定した法規と法律の規定が一致せず、どのように適用するかを確定できないときは、全国人民代表大会常務委員会が裁決する。

第 96 条

法律、行政法規、地方性法規、自治条例、単行条例及び規則が次の各号に掲げる状況のいずれかであるときは、関係機関がこの法律第 97 条に定める権限に従いこれを改正し、又は取り消す。

- (1) 権限を越えているとき。
- (2) 下位法が上位法の規定に違反しているとき。
- (3) 規則の間で同一事項に対する規定が一致せず、裁決を経て一方の規定の改正又は取消しを行うべきであるとき。
- (4) 規則の規定が不適當であると認められ、改正又は取消しを行うべきであるとき。
- (5) 法定手続に違反しているとき。

第 97 条

法律、行政法規、地方性法規、自治条例、単行条例及び規則を改正又は取り消す権限は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 全国人民代表大会は、同常務委員会が制定した不適當な法律を改正又は取り消す権限を有し、全国人民代表大会常務委員会が承認した、憲法及びこの法律第 75 条第 2 項の規定に違反する自治条例及び単行条例を取り消す権限を有する。
- (2) 全国人民代表大会常務委員会は、憲法及び法律に抵触する行政法規を取り消す権限を有し、憲法、法律及び行政法規に抵触する地方性法規を取り消す権限を有し、省・自治区・直轄市人民代表大会常務委員会が承認した、憲法及びこの法律第 75 条第 2 項の規定に違反する自治条例及び単行条例を取り消す権限を有する。
- (3) 国務院は、不適當な部門規則及び地方政府規則を改正又は取り消す権限を有する。
- (4) 省・自治区・直轄市人民代表大会は、同常務委員会が制定及び承認した不適當な地方性法規を改正又は取り消す権限を有する。
- (5) 地方人民代表大会常務委員会は、当該級人民政府が制定した不適當な規則を取り消す権限を有する。
- (6) 省・自治区人民政府は、1 級下の人民政府が制定した不適當な規則を改正又は取り

消す権限を有する。

- (7) 授權機關は、被授權機關が制定した授權範囲を超え、又は授權目的に違反する法規を取り消す権限を有し、必要なときは授權を取り消すことができる。

第 98 条

行政法規、地方性法規、自治条例、単行条例及び規則は、公布後 30 日以内に次の各号に掲げる規定に従い、関係機関に届け出なければならない。

- (1) 行政法規は、全国人民代表大会常務委員会に届け出る。
- (2) 省・自治区・直轄市人民代表大会及び同常務委員会が制定した地方性法規は、全国人民代表大会常務委員会及び国務院に届け出る。区設市及び自治州の人民代表大会及び同常務委員会が制定した地方性法規は、省・自治区人民代表大会常務委員会が全国人民代表大会常務委員会及び国務院に届け出る。
- (3) 自治州及び自治県の人民代表大会が制定した自治条例及び単行条例は、省・自治区・直轄市人民代表大会常務委員会が全国人民代表大会常務委員会及び国務院に届け出る。自治条例及び単行条例を届け出るときは、法律、行政法規及び地方性法規に対する弾力規定の設定状況を説明しなければならない。
- (4) 部門規則及び地方政府規則は、国務院に届け出る。地方政府規則は、同時に、当該級人民代表大会常務委員会に届け出なければならない。区設市・自治州人民政府が制定した規則は、同時に、省・自治区の人民代表大会常務委員会及び人民政府に届け出なければならない。
- (5) 授權に基づいて制定した法規は、授權決定の定める機関に届け出なければならない。経済特区法規は、届け出るとき、法律、行政法規及び地方性法規に対する弾力規定の設定状況を説明しなければならない。

第 99 条

国務院、中央軍事委員会、最高人民法院、最高人民検察院及び各省・自治区・直轄市人民代表大会常務委員会は、行政法規、地方性法規、自治条例及び単行条例が憲法又は法律に抵触すると認めるときは、全国人民代表大会常務委員会に審査を行うよう書面で求めることができ、常務委員会事務機構がこれを関係専門委員会に分けて回付し、審査を行い、意見を提出させる。

前項に定める以外の国家機関、社会团体、企業・事業組織及び国民は、行政法規、地方性法規、自治条例及び単行条例が憲法又は法律に抵触すると認めるときは、全国人民代表大会常務委員会に対し審査実施の提案を書面で提出することができ、常務委員会事務機構がこれを検討し、必要なときは、関係専門委員会に回付して審査を行い、意見を提出させる。

関係専門委員会及び常務委員会事務機構は、届出のあった規範性文書⁽¹⁵⁾について自発的に審査を行うことができる。

第 100 条

全国人民代表大会の専門委員会及び常務委員会事務機構は、審査及び検討の中で、行政法規、地方性法規、自治条例及び単行条例が憲法又は法律に抵触すると認めるときは、制定機関に書面で審査意見及び検討意見を提出することができ、また、法律委員会が関係専門委員会及び常務委員会事務機構と合同審査会議を開催し、制定機関に同会議で状

(15) 中国語原文は「规范性文件」。各種法規及びそれに準ずる文書をいう。

況を説明するよう求め、改めて制定機関に書面で審査意見を提出することもできる。制定機関は、2 か月以内に改正するか否かについて検討して意見を提出し、かつ、全国人民代表大会法律委員会及び関係専門委員会又は常務委員会事務機構に通知しなければならない。

全国人民代表大会法律委員会、関係専門委員会及び常務委員会事務機構は、前項の規定に基づき、制定機関に審査意見及び検討意見を提出し、制定機関が提出された意見に基づいて行政法規、地方性法規、自治条例及び単行条例を改正又は廃止したときは、審査を終了する。

全国人民代表大会法律委員会、関係専門委員会及び常務委員会事務機構は、審査及び検討を経て行政法規、地方性法規、自治条例及び単行条例が憲法又は法律に抵触すると認めたにもかかわらず制定機関がこれを改正しないときは、委員長会議に当該規定取消しの議案及び提案を提出しなければならない、委員長会議が常務委員会会議にその審議決定を求めることを決定する。

第 101 条

全国人民代表大会の関係専門委員会及び常務委員会事務機構は、規定に基づき、審査及び検討の状況を審査提案を提出した国家機関、社会団体、企業・事業組織及び国民に通知しなければならない、あわせて、それを一般に公開することができる。

第 102 条

その他届出を受けた機関による届け出られた地方性法規、自治条例、単行条例及び規則に対する審査手続は、法制の統一を維持する原則に基づき、届出を受けた機関が定める。

第 6 章 附則

第 103 条

中央軍事委員会は、憲法及び法律に基づき、軍事法規を制定する。

中央軍事委員会の各本部、軍兵種、軍区及び中国人民武装警察部隊は、法律並びに中央軍事委員会の軍事法規、決定及び命令に基づき、その権限の範囲内で軍事規則を制定することができる。

軍事法規及び軍事規則は、武装力⁽¹⁶⁾の内部において実施される。

軍事法規及び軍事規則の制定、改正及び廃止の規則は、中央軍事委員会がこの法律に定める原則に従って定める。

第 104 条

最高人民法院及び最高人民検察院が制定する裁判及び検察業務における法律の具体的適用に属する解釈は、主として具体的な法律の条文に照準を定め、かつ、立法の目的、原則及び本来の意図に合致させなければならない。

最高人民法院及び最高人民検察院が制定する裁判及び検察業務における法律の具体的適用に属する解釈は、公布の日から 30 日以内に全国人民代表大会常務委員会に届け出なければならない。

最高人民法院及び最高人民検察院以外の裁判機関及び検察機関は、法律の具体的適用についての解釈を行ってはならない。

(16) 中国語原文は「武装力量」。中国人民解放軍、中国人民武装警察部隊、民兵から成る。

第 105 条

この法律は、2000 年 7 月 1 日から施行する⁽¹⁷⁾。

出典

・「中华人民共和国立法法」国务院法制办公室〈<http://www.chinalaw.gov.cn/article/xwzx/fzxw/201503/20150300398749.shtml>〉

(おかむら しがこ)

(17) 2015 年 3 月 15 日、「第 12 期全国人民代表大会第 3 回会議〈中華人民共和國立法法〉改正に関する決定」に基づき改正され、改正法は同日公布・施行された。